

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	上羽田北方 (上羽田町北方)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月22日 (第3回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・高齢化による担い手不足である。
- ・計画されている国営土地改良事業後の組織づくりが課題である。
- ・新たな作物の導入取組が課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

土地改良後の営農組織で水稻、小麦に加え新規に高収益野菜栽培にも取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。

集落営農組織に集約しつつ、地域外からの希望する認定農業者や新規就農者を受け入れ地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	38.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	38.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
集落営農の法人化を進め国営土地改良事業を完遂する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
国営ほ場整備事業の進捗に合わせ農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
国営土地改良事業において農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を実施する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市・J Aと連携し相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は業者に委託する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--